

昭和五十一年五月二十八日受領
答 弁 第 三 一 一 号

(質問の 三二)

内閣衆質七七第三二号

昭和五十一年五月二十八日

内閣総理大臣 三 木 武 夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員林百郎君提出地方交付税率引上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林百郎君提出地方交付税率引上げに関する質問に対する答弁書

一及び二について

地方交付税率の問題は、国と地方との財源配分の基本にかかわる問題であり、昭和五十二年以降における交付税率等の在り方については、今後の経済の推移を見極めた上で、国、地方それぞれの財政状況等を勘案し、地方制度調査会等の意見も聞きながら検討すべきものと考えらる。

三について

自治省が本年二月に作成した地方財政収支試算は、いくつかの前提を置いて昭和五十五年度までの地方財政の状況を示したものであり、昭和五十二年度において実際にこの地方財政収支試算に示されたような状況になるかどうかは明らかでない。

昭和五十二年度の地方財政については、今後その状況を的確には握し、国、地方を通ずる財政状況に即応して、地方財政の運営に支障を生ずることのないよう所要の措置を講ずることとしたい。

右答弁する。